

補助を希望する市民の皆様へ

飼い犬・猫が迷子になってしまったときに飼い主のもとへ早期返還するために、**平成28年4月1日(金)以降**に施術をした犬・猫のマイクロチップ装着費用の一部を横浜市が補助します。



- 補助対象者: 横浜市民
 - 補助対象動物: 市民が市内で飼養する犬・猫であって、平成28年4月1日(金)以降に登録動物病院でマイクロチップを装着し、AIPOへの登録が完了し、期限までにデータ完了通知書が届いていること(なお、犬の場合、狂犬病予防法に基づく登録及び平成28年度に狂犬病予防注射が済んでいることも条件となります)
 - 補助頭数: 500頭程度
 - 補助金額: 1頭につき1,500円(ただし施術費用が1,500円未満の場合は支払った額)
 - 申請受付期間: 平成28年5月9日(月)から平成29年3月3日(金)まで
(郵送の場合は3月3日の消印まで有効)
- !!ご注意!!**
- ・AIPOへの登録に1か月程度かかる場合もありますので、装着はお早目をお願いします。(特に締め切り間際の装着はご注意ください。)
 - ・本年度の予算がなくなり次第、申請期間内であっても終了します。
- 申請方法: 横浜市動物愛護センター窓口へ直接持参又は郵送してください。

横浜市動物愛護センター 〒221-0864 横浜市神奈川区菅田町75-4

必要書類: ①申請書(3頭以上申請の場合はさらに別紙) ②登録動物病院の装着施術の領収書(あて名は申請者名をフルネーム)のコピー ③データ登録完了通知書の個体の登録内容記載面(宛名面、マイクロチップ番号記載面)のコピー

登録動物病院の名簿及び申し込み状況は動物愛護センターのホームページに掲載しています。また、申請書もホームページからダウンロードできます。

ホームページURL: <http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/hokenjo/genre/douai/subsidy/microchip.html>

申請の流れ

- 1 登録動物病院名簿から、装着施術を実施する動物病院をお選びください。
※事前に必ずお電話で装着施術の予約をしてください。その際、横浜市の補助金を申請することもお伝えください。
 - 2 登録動物病院でマイクロチップ装着施術実施後、領収書を発行してもらってください。
 - 3 マイクロチップの番号と飼い主の名前、住所、連絡先などのデータを動物ID普及推進会議(AIPO)のデータベースに登録してください(登録料1,000円かかります)。登録が完了次第、マイクロチップのデータ登録完了通知書が届きますので登録内容記載面のコピーを必要書類に添えて、動物愛護センター窓口へ直接持参、もしくは郵送してください。
 - 4 申請者様あてに「補助金交付決定通知書」(もしくは「補助金不交付決定通知書」)を申請から概ね2~3か月後までに郵送します。
 - 5 申請者様の口座に補助金をお支払いします。
※補助金が振り込まれるまで申請書の控えは大切に保管してください。
- 3~4か月程度

★マイクロチップとは…

マイクロチップは、直径2mm、長さ約8~12mmの円筒形の電子標識器具で、内部はIC、コンデンサ、電極コイルからなり、外側は生体適合ガラスで覆われています。

それぞれのチップには、世界で唯一の15桁の数字が記録されており、この数字を専用のリーダー(読取器)で読み取ることができます。動物の安全で確実な身元証明の方法として、世界中で広く使われています。

